

## 1 解体撤去工事に関する工期変更

橋処理センター解体撤去工事については、平成 28 年 6 月の着手を予定していたが、仮契約の相手方から契約を辞退する旨の申し出があり再度入札を行うことから、工期を変更する必要がある。 (工期変更に伴い債務負担行為の補正を 9 月議会に上程)

### (1) 解体撤去工事請負契約の辞退

橋処理センター解体撤去工事請負契約については、平成 28 年 4 月に仮契約を締結し、平成 28 年 6 月議会の議決をもって本契約締結を見込んでいたが、仮契約の相手方である東亜建設工業株式会社から、契約辞退<sup>\*</sup>の申し出がされた。

<sup>\*</sup>：国土交通省発注工事において、データの改ざん及び虚偽の報告をしていたことが判明

### (2) 今後の予定

設計等を見直し、総合評価落札方式<sup>\*</sup>により業者を決定予定。

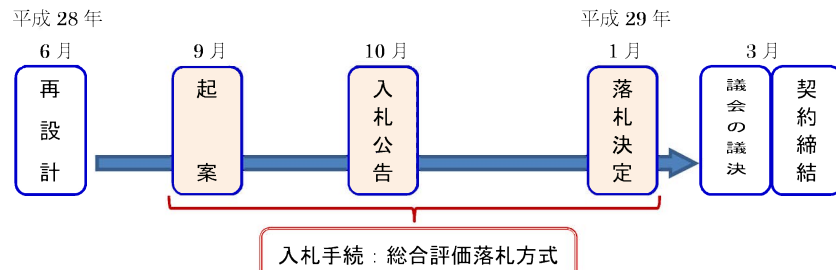


図 1 今後の入札スケジュール

<sup>\*</sup>：総合評価落札方式は、価格だけで落札者を決定するのではなく、価格（入札価格）と価格以外の要素（競争参加者の技術的能力等）との両方を評価することにより、総合的に最も優れた者を落札者として決定する方式

### (3) 工期変更及び債務負担行為の補正

当初予定工期：平成 28 年 6 月から平成 30 年 3 月までの 2 か年

変更予定工期：平成 29 年 3 月から平成 30 年 12 月までの 3 か年（9 か月の延期）

債務負担行為については、平成 29 年度のみ単年度での設定としていたものを平成 29 年度から平成 30 年度までの 2 か年度に変更。

<sup>\*</sup>：債務負担行為の限度額に変更なし。

## 2 土壌汚染対策の実施に関する工期延長

平成 28 年 2 月に橋処理センター事業用地から特定有害物質が検出されたことから、土壌汚染対策を実施するため、建設工事に要する期間が 9 か月程度延長予定。

土壌調査の結果は表 1 のとおり。

表 1 土壌調査結果

物質名	測定値（最大）	基準
ふっ素及びその化合物（溶出）	4.1 mg/L	0.8 mg/L
ふっ素及びその化合物（地下水）	2.0 mg/L	0.8 mg/L
ひ素及びその化合物（溶出）	0.052mg/L	0.01mg/L
鉛及びその化合物（溶出）	0.35 mg/L	0.04mg/L
鉛及びその化合物（含有）	8400 mg/kg	150 mg/kg

## 3 橋処理センター整備事業の工期変更

解体撤去工事の工期変更及び土壌汚染対策の実施に関する建設工事の工期延長のため、橋処理センターの稼働は、平成 34 年度初めから平成 35 年度初めに、1 年の延長予定。

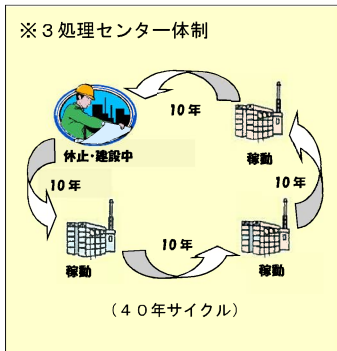
表 2 全体スケジュール

	年度									
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	
解体撤去工事										
当初予定		[Green bar]								
変更後		[Green bar]								
建設工事										
当初予定		[Dashed bar]							[Yellow arrow]	
稼働										
変更後		[Solid bar]							[Yellow arrow]	
(土壌汚染対策 <sup>*</sup> )										

<sup>\*</sup>：土壌汚染対策は建設工事の中で、平成 30 年度から平成 31 年度の間に実施予定

## 1 ごみ焼却処理施設の整備方針について

- 「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」を平成 23 年 10 月に策定
  - ・ 安定的かつ効率的な廃棄物処理と円滑な建替工事を両立するため、ごみ焼却量を年間 37 万トン以下に抑制したうえで、現在の 4 つの敷地を有効活用し、通常、3 つの処理センターを稼働させ、1 つの処理センターを休止、建設中とする
  - ・ はじめに橋処理センターを建替え、その後堤根処理センターを建替え予定
- 平成 27 年 4 月から橋処理センターを休止し、3 処理センター体制スタート



## 2 橋処理センター整備概要

### (1) 処理能力等

橋処理センターの建替えにあたっては、安全・安心かつ環境に配慮するとともに、ごみの持つエネルギーを有効活用し、より高効率なエネルギー回収設備を導入する計画としている。

項目	計画施設	既存施設	
ごみ焼却処理施設	処理能力	600t/日	600t/日
	処理方式	ストーカ式	ストーカ式
	煙突高さ	100m	100m
	エネルギー回収率(発電能力)	21.5%以上 (14,000kW程度)	6% (2,200kW)
資源化処理施設	処理対象	ミックスペーパー	粗大ごみ
	処理能力	45t/5時間	50t/5時間
公害防止自主基準値(排出ガス)	ばいじん	0.008g/m <sup>3</sup> 以下	0.02g/m <sup>3</sup> 以下
	硫酸酸化物	8ppm以下	30ppm以下
	窒素酸化物	24ppm以下	58ppm以下
	塩化水素	3ppm以下	50ppm以下
	ダイオキシン類	0.008ng-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	0.5ng-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
	水銀 <sup>※1</sup>	0.03mg/m <sup>3</sup> 以下	—

※1：関係法令の閣議決定（平成 28 年 2 月 2 日）をうけ、今後の法改正を見据え新たに設定

### (2) 土地利用計画

土地利用計画については、ごみ焼却処理施設及びミックスペーパー資源化処理施設を取り囲むように、敷地の高低差を利用した造成地盤を設置し、狭小な敷地を立体利用することで、川崎市民プラザとの連続した広域空間を確保する。



図1 完成イメージ図

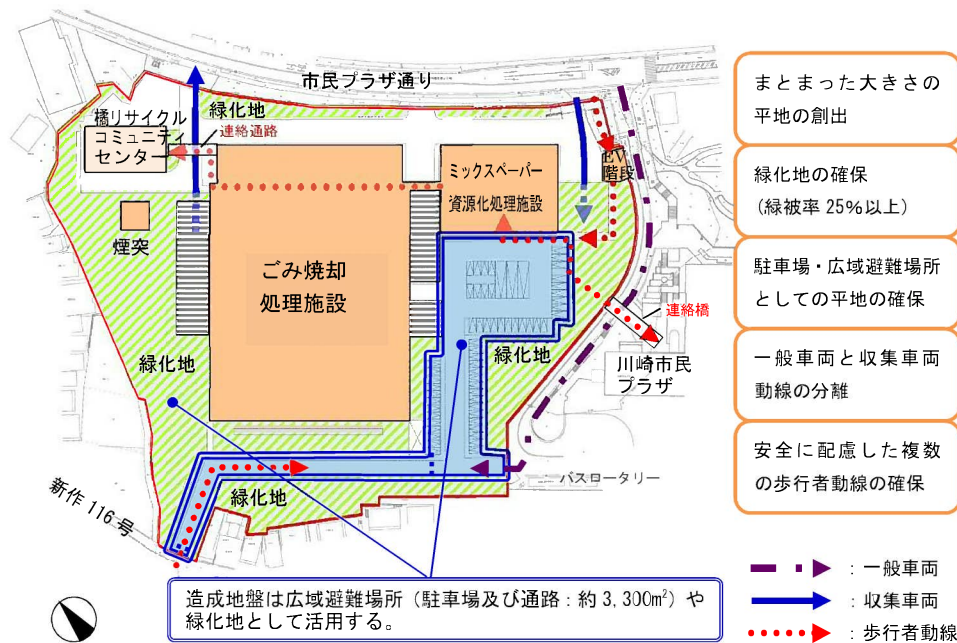


図2 土地利用計画図